

## 保育所の設置認可について

### 【主な審査内容】

- 認可定員 地域の状況に応じた定員数が確保されているか
- 建物の構造 最低基準上必要な有効面積や設備が確保されているか
  - 乳児室 0歳児1人につき1.65㎡以上
  - ほふく室 1歳児1人につき3.3㎡以上
  - 保育室 2歳以上児1人につき1.98㎡以上
  - 遊戯室 2歳以上児1人につき3.3㎡以上
- 土地の状況 保育所の運営に必要な敷地が確保されているか、自己所有以外の場合は賃借権や地上権が設定されているか
- 職員の状況 最低基準上必要な職員配置がされているか
  - 0歳児 3人につき1人以上
  - 1・2歳児 6人につき1人以上
  - 3歳児 20人につき1人以上
  - 4歳以上児 30人につき1人以上
- 開所時間 最低基準上必要な保育時間が確保されているか
- 設置者の適格性 法人役員に欠格事由がないか
- 運営の方法 保育所の運営に必要な規程等が整備されているか
- 資産の状況 保育所の経営に必要な経済的基礎があるか

※保育所の設置の認可は、ひたちなか市子ども・子育て審議会（旧ひたちなか市幼児施設設置協議会）の意見を聴いたうえで市長が決定する。【ひたちなか市保育所設置認可等要綱第7条】

## 特定教育・保育施設の確認について

### 【主な審査内容】

- 利用定員 利用児童数に応じた定員数が設定されているか
- 勤務の体制等 特定教育・保育施設の運営に必要な勤務形態等が確保されているか
- 設置者の適格性 法人役員に欠格事由がないか（認可と重複）
- 資産の状況 特定教育・保育施設の経営に必要な経済的基礎があるか（認可と重複）
- 運営の方法 特定教育・保育施設の運営に必要な規程等が整備されているか（認可と重複）

※特定教育・保育施設の確認に係る利用定員は、ひたちなか市子ども・子育て審議会の意見を聴いたうえで市長が確認する。【ひたちなか市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する要綱第2条第3項】